

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成31年4月27日 11時57分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第1区 名港東大橋橋梁灯（R1灯）から真方位022° 1.2海里付近 （概位 北緯35° 04.3′ 東経136° 53.4′）
インシデントの概要	貨物船錦隆丸は、着岸操船中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年5月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 錦隆丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140669、錦城海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 13～15m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期 名古屋市には、4月27日04時29分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、名古屋港船見ふ頭E2岸壁（岸壁線南北方向、以下「本件岸壁」という。）から‘本件岸壁の北方の岸壁’（以下「着岸予定岸壁」という。）に移動する目的で、着岸予定岸壁の北西方沖で着岸を待って停留していた。 本船は、南東進した後、着岸予定岸壁に出船右舷着けとする予定で左回頭しながら接近し、風圧面積が大きい左舷側から西北西の約13～15m/sの風を受けて徐々に本件岸壁に圧流されているのを感じたので、左回頭させる目的で、着岸予定岸壁から約35m沖で左舷錨を投下した。 本船は、主機を全速力後進とし、サイドスラスタを使用して西方の海域に移動させて体勢を立て直そうとしたが、圧流され、浅瀬に座洲した。 本船の喫水は、船首約1.6m、船尾約3.6mであった。
分析	本船は、西北西約13～15m/sの風が吹く状況下、南東進した後、左回頭しながら着岸操船中、風圧面積が大きい左舷側から風を受けた状態で着岸予定岸壁に接近したことから、左舷錨を投下したものの圧流され、浅瀬に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、西北西約13～15m/sの風が吹く状

	<p>況下、南東進した後、左回頭しながら着岸操船中、風圧面積が大きい左舷側から風を受けた状態で着岸予定岸壁に接近したため、左舷錨を投下したものの圧流され、浅瀬に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 風圧面積が大きい舷側から強風を受ける状態での着岸作業は、避けること。